

共同看護学専攻専門委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、共同看護学専攻博士学位審査委員会規程第4条第2項の規定に基づき、博士学位論文審査及び最終試験のための専門委員会（以下「専門委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 博士学位審査委員会が専門委員会委員を選出し、専門委員会は以下の各号の教員によって構成される。

(1) 主研究指導教員

(2) 第1副研究指導教員

(3) 以下のすべての要件を満たす教員3名

- ① 本専攻において主研究指導教員の資格を有している。
- ② 当該論文の内容に関係する分野を専攻する教員であることが望ましい。
- ③ 各構成大学の教員が配置されることが望ましい。

2 博士学位審査委員会が必要と認めるときは、構成大学以外の大学院又は研究所の教員等1名を副査とすることができる。

3 委員に異動があった場合は、博士学位審査委員会が速やかに委員を補充する。

(主査と副査)

第3条 専門委員会の委員長は主査をもって充て、委員の互選によって決する。ただし、主研究指導教員及び第1副研究指導教員は、主査となることができない。

2 主査を除く4名の委員は副査となる。

(任期)

第4条 専門委員会委員の任期は、博士学位審査終了までとする。

(招集)

第5条 専門委員会委員の決定を受けて、主研究指導教員は主査を決定するための専門委員会を招集し、決定した主査を博士学位審査委員会に報告する。

2 主査が決定された後は、主査が専門委員会を招集する。ただし、委員及び学生に対する審査日の日程調整は、主研究指導教員が行う。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、連絡協議会の議により行う。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。